

今治市民の方へ 不育症治療費助成のお知らせ

今治市では、不育症のための検査及び治療を受けた方に、費用の一部を助成しています。

○ 対象となる治療等

流産、死産及び早期新生児死亡の既往が併せて2回以上あり、不育症との医師の診断を受けた方が行った検査料及び治療費

○ 対象者 ※以下のすべてに該当する方を対象とします

- ① 申請時において、夫婦（事実婚を含む）のいずれかが今治市内に1年以上継続して住所を有していること。
- ② 申請日において、夫婦いずれにも市税の滞納がないこと。
- ③ 夫婦いずれもが国民健康保険、その他の医療保険に加入していること
- ④ 国又は他の地方公共団体から同種の助成金給付を受けてないこと

○ 助成額等

保険適用	内 容
保険適用外	1年度につき、上限5万円。※助成回数に制限はありません。
保険適用内	保険適用となる不育症治療等に係る自己負担額（処方箋による調剤料を含む）

○ 申請の期間

治療が終了した日の属する年度内。

（3月中に検査・治療が終了した場合は、当該年の3月末日まで受付可）

※年度内に申請できない場合は、必ず事前にご相談ください。原則、年度内の申請ができない場合（事前連絡がない場合を含む）は、受付及び助成ができませんので、ご注意ください。

○ 申請に必要なもの

- ① 今治市不育症治療費等助成金交付申請書兼請求書
 - ② 同意書
 - ③ 今治市不育症治療等実施医療機関証明書
 - ④ 薬剤内訳書（※院外処方がある場合）
 - ⑤ 領収書等治療費等の支払が証明できるもの（写し可）
 - ⑥ 健康保険証等の写し
 - ⑦ 通院者の高額療養費の限度額認定証の写し（※保険適用診療を受診した場合）
 - ⑧ 申請者名義の通帳（振込先が確認できるもの）
 - ⑨ 夫婦で住所地が異なる場合は戸籍謄本
 - ⑩ 事実婚による婚姻関係にある場合は、事実婚関係に関する申立書
- ※事実婚や夫婦別居の場合は別途書類の提出が必要ながありますので、事前にお問い合わせください。



<申請窓口・問合せ先>

〒794-8511

愛媛県今治市別宮町1丁目4-1

ネウボラ政策課 今治市役所 5階 電話（0898）36-1553

又は 各支所住民サービス課